

# 議 事 録

1. 日 時 令和5年7月25日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	3 番	中島 繁樹	4 番	山本 建樹
5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫	7 番	池田 賢治
8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二	10 番	藤田 正子
11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義	13 番	荻野 俊明
14 番	荻野 啓司				

以上 13名

4. 欠席委員

2 番 寺嶋 実

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	田中 伸一	水田 秀樹
石井 義久	荻野 雅章	西海 邦雄

以上 6名

6. 事務局

加藤局長 岸本係長 泉係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと  
議案第25号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと  
議案第26号 特定農地貸付けの承認申請審議のこと  
報告第24号 貸貸借解約の通知報告のこと  
報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと  
報告第26号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第2回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

3 番	中島 繁樹	職務代理者
5 番	立花 吉廣	委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくをお願いします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が3件です。それでは、ただ今より審議に入ります。

はじめに「議案第24号 農地法第5条の規定による許可審議のこと」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案24号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であって、500メートル以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が二つ以上あることから第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： お尋ねします。現地調査図の3ページ目に用地の図面があり、その上側に倉庫があり、倉庫の前に資材置場をつくる計画ですか。

事務局職員： 事業計画書によりますと、現地調査図の1ページの3、そこに倉庫153㎡で地番が1820-4と書いてありますけれど、そこと一体で利用されるということで、この倉庫については、地目が宅地になっていまして、実際には資材置場で利用されるのが、今回の申請地のところになります。タイヤとボディパーツと書いていますが、こちらの方が今回の申請地として、こちらの方を露天資材置場で利用したいという事業計画になっております。

〇〇委員： すでに倉庫で修理事業をやっておられるということですか。

事務局職員：すでに倉庫と書いてあるところの現状は、倉庫になります。

〇〇委員：概ね500m以内の判断はどのように判断していますか。

事務局職員：概ねですので、厳密に500m以内でないとダメという、きびしい基準ではないと解釈しております。例えば520mは概ね500m以内なのか、530mではダメなのか、そこは農業委員会で判断することになります。

〇〇委員：農地判定の4番の(A)では、水道管、下水道管、ガス管の2種類以上の埋設されている道路の沿道区域であり、かつ500m以内ということで前半は厳しい条件ですが、後半の(B)は漠然とした感じですか。

事務局職員：参考ですけど、立地基準判定シートは国の方で作成したシートになっておりまして、全国の農業委員会で許可申請があった場合に、農業委員会が判定している農地区分の基準としています。

〇〇委員：はい、議長。

山本議長：〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員：今回、譲受人が購入されるわけですが、この倉庫は、今回タイヤは外ということで出ているわけですがけれども、倉庫がそのまま利用される場合、こういった物が入るのでしょうか。

事務局職員：その倉庫につきまは、登記簿上の地目が宅地になっておりまして、今回の農地転用にあたっては、一体で所有者である譲渡人から買われることの確認はとれているのですけれども、倉庫の部分につきましては、直接農地転用の申請と関わりがありませんので、具体的に倉庫の中がどうなっているかは、確認していません。

〇〇委員：この倉庫の中には入りきらないので、隣接地として使用するために露天資材置場の許可申請をしたと理解してよろしいでしょうか。

事務局職員：はい。業務拡張に伴い、タイヤ等の保管スペースとして事業計画されています。

山本議長：他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長：他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長：異議なしと認めます。  
よって、「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。  
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

ー 沈 黙 ー

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

ー「異議なし」の声ありー

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第25号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、「議案第26号 特定農地貸付けの承認申請審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。  
昨日の小委員会では現地調査をしていますので、報告をお願いしたいと思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案26号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況を確認しました。権利移動及び新たに設定する権利はありません。所有権に基づき農地所有者が自ら市民農園を新規開設するものです。都市計画区分は市街化区域です。明石市と締結された貸付協定に加え貸付規程も添付されていることを確認しました。

申請地は、市街化区域であり、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を及ぼさないような位置にあると思われまので、昨日の小委員会では、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の趣旨に沿っており、承認して差支えないとの意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いたします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： お教え願いたい。地図の2-3ですが、駐車場、トイレが書いてあるのですが、倉庫の前に駐車場があり、道路の西側に2台の駐車場については、西側に倉庫があるのですけれども、この出入りとかについて、ここは共有になると理解してよろしいのでしょうか。

事務局職員： ここは利用者の方が共同で使われる倉庫であり、駐車場です。  
駐車場は倉庫前の2台と開設者宅隣の3台、計5台を利用していただけるという事業計画となっています。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 営利を目的としない作物の栽培、農園で作ったものは販売してはいけないということですか。

事務局職員： 原則、自家消費となっていますが、それでも、余った場合は販売してはいけない、とまで言わないことになっています。

〇〇委員： それでは個人的に販売すればいいのでしょうか。

事務局職員： 具体的な方法まで、規制はされていません。JAのところで販売するとか、自分の敷地内で販売するとか方法については特に定められていません。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 農地には、どうやって入っていくのですか。

山本議長： 軽トラックが入れます。

〇〇委員： ハイツのところから軽トラックが入れるのですか。

山本議長： はい、そうです。

〇〇委員： 農地と駐車場が250mくらい離れていますが、そのあたりは特に問題がないと考えてよろしいでしょうか。

山本議長： 駐車場と農園の距離ですけれども、皆さんどう思われますか。  
ご意見いただきましたら助かります。  
事務局、距離についてはメジャーで測ったのでしょうか。

事務局職員： 正確には図っておりませんが、2ページの調査図、駐車場から太い道が通っています。車で来られる方は5台の駐車場に止められて、前の道を東に向かって歩いていくと、途中山陽電車の踏切を超えるところにぶつかりますので、そこを右にまがっていただいですぐです。委員さんご指摘のとおり200数十メートルくらいかなと思います。実際に車でこられて、そこから歩いて行かれる場合は先ほどの経路で行かれると思います。

山本議長： おそらく一輪車を何台か用意されると思います。

山本議長： 委員のみなさん、これでよろしいでしょうか。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第26号 特定農地貸付けの承認申請審議のこと」は承認することに決定しました。

山本議長： 次に報告に移ります。

山本議長： 「報告第24号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、2件の通知がありました。  
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第24号 賃貸借解約の通知報告のこと」は以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山本議長： ただ今、「報告第25号」「報告第26号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第2回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時46分 終了)

※ 小委員会 令和5年7月24日 14時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 村上委員 荻野(俊)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 中 島 繁 樹

署 名 人 立 花 吉 廣